

令和5年3月13日

(一財) 滋賀県剣道連盟 会員 様
各市郡事務局長 様

(一財) 滋賀県剣道連盟
会長 中野正堂

面マスク着用について

令和5年3月10日付けにて全日本剣道連盟より通達のありました面マスクの着用について、当面の期間、下記の基準に留意し稽古をお願いします。

記

1. 令和5年3月13日(月)以降、稽古時、面マスクの着用は個人の判断に委ねる事とする。
特に未成年の指導に当たっては保護者にこの旨を周知する事。
2. 面マスクを着用しない時は、口の部分を完全に覆うマウスガード・シールドを必ず着用する事。
3. 面マスクの着脱を問わず、基本的な感染対策を徹底する事。
4. その他、詳細については近日中に滋賀県剣道連盟ガイドラインを改訂し通知します。